

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1353号)

平成28年10月20日

横 情 審 答 申 第 1353 号

平 成 28 年 10 月 20 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年8月21日健障企第1214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処分された医師の関与の状況」の一部開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「処分された医師の関与の状況」を一部開示とした決定について、なお非開示とすべきとしている部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定病院（川崎市）の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、横浜市は当該医師らが横浜市においても入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年7月6日付で行った「処分された医師の関与の状況」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、患者氏名及び住所の一部を除く部分の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、患者氏名及び住所は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

「通報年月日」欄及び「診察年月日」欄のうち日、「診察場所」欄、「概要」欄並びに「診察内容」欄については、患者の心身の状況や社会活動に関する情報であり、患者個人の人格と密接にかかわる情報であって、当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人

を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと認められることから、本号に該当し、非開示とした。

診察医師については、6つの欄のうち、1つの開示箇所は、横浜市の医務職員である医師（以下「行政医師」という。）の氏名であり、残る5つの非開示箇所は、川崎市所在の特定病院の医師が精神保健指定医（以下「指定医」という。）の資格を不正取得したとして厚生労働省に資格を取り消された案件（以下「本件事案」という。）で、資格取消し処分を受けた指定医（以下「本件指定医」という。）を含む民間病院に勤務する医師の氏名である。当該医師は特別職の公務員であるが、その氏名は、職員録等に掲載されておらず、一般に公にされていない情報であり、本号ただし書アに該当しないものと判断し、非開示とした。

「診察年月日」欄のうち説明、「結果」欄及び「診察判断」欄については、平成27年7月6日に行った本件処分では非開示とした。しかしながら、本件異議申立てを受けて、本号の該当性について改めて精査を行った結果、これら3項目については診察の結果等であり、患者である特定の個人が識別されるか、特定の個人が識別されないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものには該当しないと判断したため、答申を受けた後、開示する。

- (2) 本件申立文書の特定について、異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、「新聞報道などを鑑みても、プレスリリース、「2010年までさかのぼり、市への関わりを調査」した際に使用、取得、作成された情報、再発防止策、電子メール・・・が本件対象文書として全く存在しないとは考えられない。」と主張している。しかしながら、実施機関は本件事案について記者発表を行っておらず、また指定医の資格の不正取得に関しては直接的に再発防止策を講じる立場にないため、記者発表資料及び電子メール等を含む資料や書類を作成等は行っておらず、保有していない。

そのため、申立人が異議申立書において主張する「2010年までさかのぼり、市への関わりを調査した際に使用、取得、作成された情報」に関して取得及び作成した資料として、本件申立文書を特定した。

なお、異議申立書の趣旨を踏まえ、本件申立文書を作成する際に参照した3件の措置入院に係る資料や、記者発表資料等とは別に、国等から照会を受け作成した起案文書を新たに特定し、追加で一部開示決定を行っている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書をさらに特定し、患者氏名及び住所の一部を除いて全部開示するとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書で氏名を非開示としている医師は特別職の公務員であるから、氏名を開示するべきである。また、本件指定医の氏名は新聞等で報道されていることから、すでに公にされている情報といえる。
- (3) 診療内容等は、対象者氏名及び住所を非開示とすれば、特定個人を識別することはできない。住所についても、市区町村名までであれば個人は特定できないと考えられる。また、学会誌等では名前を伏せた上で診療内容等を公にした論文が掲載されているのだから、公にしても支障はない。
- (4) 指定医は、患者の意思に反して強制的に入院をさせることができる権限をもっているのだから、指定医に関する情報は公にされるべきである。公益上の理由による裁量的開示をする必要がある。
- (5) 横浜市は記者発表を行っているのだから、記者発表資料があるはずである。また、本件開示文書には「平成27年4月16日(木)に、精神保健指定医の資格を持つ行政医が、当時の書類を元に再度確認を行なった」と記載されていることから、その確認に使用した文書があるはずである。
- (6) 指定医の診断については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の目的である精神障害者の人権に配慮した精神科医療の確保の観点から行う必要があり、措置入院制度の適正な運用を確保する意味からその責任の所在を明確にしておく必要がある。

5 審査会の判断

(1) 措置入院に係る事務について

厚生労働大臣は、法第18条に基づき、同条第1項各号に該当する医師のうち、法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、指定医に指定している。指定医は、法第19条の4第1項に定められている判定の職務を行うほか、公務員として同条第2項各号に定める職務を行うこととされている。

法第23条（平成26年3月31日以前は第24条）に基づく警察官の通報等があった者について、実施機関は法第27条第1項に基づき、調査の上必要があると認めるとき

は、指定医による診察をさせなければならないとされている。

2名以上の指定医の診察の結果、診察を受ける者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれがあると認められるときは、法第29条第1項に基づき精神科病院等に入院させる措置入院の決定を行っている。また、急速を要し、法第27条等の手続を探ることができない場合において、1名の指定医の診察の結果、自傷他害のおそれが著しいと認められるときは、法第29条の2第1項に基づき、緊急的に措置入院の決定を行っている。当該措置入院は72時間以内に限り認められるもので、入院期間が72時間を超える場合は、72時間以内に法第29条第2項に基づき、上記と別の指定医1名による診察を行い、法第29条第1項に基づく措置入院の決定を行っている。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、本件事案を受け、本件指定医が関与していた横浜市の措置入院の判断3件について整理した文書である。

本件申立文書には、「通報年月日」、「診察年月日」、「患者氏名住所」、「結果」、「診察医師」、「診察場所」、「概要」、「診察判断」及び「診察内容」の各欄が設けられており、3件の措置診察についての情報がそれぞれ記載されている。また、各措置診察について、当該措置診察の判断が妥当であったかについて、横浜市の行政医師が再度確認した確認欄が設けられている。

実施機関は、3件の措置診察についての情報が記載されている部分のうち、「通報年月日」欄及び「診察年月日」欄のうち日、「患者氏名住所」欄、「結果」欄、「診察医師」欄のうち行政医師を除く者の氏名、「診察場所」欄、「概要」欄、「診察判断」欄並びに「診察内容」欄について、条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示としている。

イ 申立人は、実施機関が非開示とした部分のうち、「患者氏名住所」欄のうち氏名及び住所の一部を除き開示を求める主張している。これに対して実施機関は、一部開示理由説明書にて、非開示とした部分のうち、「診察年月日」欄に記載された説明、「結果」欄及び「診察判断」欄の記載については、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものには該当しないため開示する決定に変更するが、その余の部分は条例第7条第2項第2号に該当するとして、なお非開示とすべきであると判断したと説明している。

よって、当審査会は、実施機関がなお非開示とすべきであると判断した部分のうち、申立人が開示を求めている、「通報年月日」欄及び「診察年月日」欄のうち日、「患者氏名住所」欄のうち住所の一部、「診察医師」欄のうち行政医師を除く者の氏名、「診察場所」欄、「概要」欄並びに「診察内容」欄（以下「本件申立部分」という。）について以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分について、本号に該当し非開示としたと主張しているため、当審査会で平成28年7月21日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件申立文書は、本件事案についての報道があった後に行われた市長の定例記者会見で市長がコメントを求められたときに備え、横浜市における状況について事務的に整理したメモである。
- (イ) 当初の文書特定について、開示請求書には「・・・当該医師らが横浜市においても入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切」と記載されており、横浜市は個別に記者発表は行っていないため、市長の定例記者会見のために作成したメモを特定した。
- (ウ) 本件申立部分のうち「診察医師」欄を除く部分（以下「措置診察対象者情報」という。）については、措置診察の対象となった個人の診察の状況等について具体的に記載されている。横浜市で行われる措置診察は、日に1件前後である。また、病院によっては月に1件前後しか行われていない。このような状況では、措置診察対象者情報のうち一部でも開示すると、既に通報及び診察が行われた年及び月を開示していることから、個人が特定されるおそれがある。

また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれもあるため、措置診察対象者の個人情報として非開示とした。

- (エ) 「診察医師」欄には、本件指定医を含む診察を担当した指定医の氏名が記載されているため、当該指定医個人が特定される情報として非開示とした。なお、本件指定医については、新聞等で氏名が報道されているが、本件指定医と個別の診察とを結びつける情報は報道されていない。
- (オ) 措置診察において診察医師の名前は公にしておらず、被診察者に対しても明らかにしていない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

エ 措置診察対象者情報について

- (ア) 実施機関の説明によると、横浜市で行われる措置診察の頻度は、日に1件前後であるとのことであり、また、実施機関に再度確認したところ、区によっては月当たりの診案件数が数件の場合があるとのことであった。そうすると、措置診察対象者情報として記載されている情報のうち、「通報年月日」欄及び「診察年月日」欄のうち日、「患者氏名住所」欄のうち住所の一部並びに「診察場所」欄の一部については、これらのうちいずれかでも明らかになると、当該記載自体又は既に開示されている部分及び開示する決定に変更する「診察年月日」欄に記載された説明、「結果」欄及び「診察判断」欄の記載と照合することにより、どの個別の措置診察に関する記載であるかが分かることとなる。

これらは特定の個人の措置診察に関する個別具体的な情報であり、通常他人には知られたくない情報であると認められる。

- (イ) また、「概要」欄及び「診察内容」欄について、当審査会が本件申立文書を見分したところ、診察対象者の心身の状態、発言、生活内容等が具体的に記載されていることが認められた。これらは個人の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報であると認められる。

- (ウ) したがって、措置診察対象者情報は、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、本号本文後段に該当する。

- (エ) また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 「診察医師」欄のうち行政医師を除く者の氏名について

(ア) 「診察医師」欄には、当該診察を担当した指定医の氏名が記載されている。当該氏名は当該診察を行った指定医個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

(イ) この点、申立人は、「診察医師」欄のうち行政医師の氏名を除く部分に氏名が記載されている指定医は特別職の公務員であるから、診察した医師の氏名は本号ただし書アに該当すると主張する。しかし、当該医師の氏名は、職員録等でも公にされていない情報であり、その他診察した医師の氏名を公にしているという事情も確認することはできなかった。

また、申立人は、診察した医師のうち本件指定医の氏名については新聞等で氏名が報道されていることから、診察医師のうち本件指定医の氏名は本号ただし書アに該当し開示すべきであると主張している。しかし、本件申立文書は措置診察の際に作成された個別の案件をまとめたものであり、本件指定医の氏名を開示すると、本件指定医のうちどの医師が、どの案件について措置入院の判断を行ったかという報道等されていない情報まで明らかになってしまう。

したがって、「診察医師」欄のうち行政医師の氏名を除く部分は本号ただし書アには該当しない。また、当該部分は本号ただし書イ及びウにも該当しない。
カ　なお、申立人は文書の特定についても主張しているが、本件申立後に改めて追加の文書特定がなされており、そのほかに本件請求に係る文書の存在を推認させる事情は認められない。

その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 付言

本件で実施機関は、「・・・入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切」との記載のある請求に対して、発表に使用したメモのみを特定して当初の決定を行い、異議申立書の内容を受けて改めて追加の特定をしている。実施機関におかれでは、今後は、申立人と調整をする等、文書の適切な特定に努めるよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定について、なお非開示とすべきとしている部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 8 月 21 日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 27 年 8 月 27 日 (第187回第三部会) 平成 27 年 8 月 27 日 (第274回第一部会) 平成 27 年 8 月 28 日 (第276回第二部会)	・諮問の報告
平成 27 年 9 月 14 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 28 年 5 月 19 日 (第196回第三部会)	・審議
平成 28 年 6 月 20 日 (第197回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成 28 年 6 月 22 日	・異議申立人から意見書（追加）を受理
平成 28 年 7 月 21 日 (第198回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成 28 年 8 月 4 日 (第199回第三部会)	・審議
平成 28 年 9 月 1 日 (第200回第三部会)	・審議